

写

広労発基 0805 第2号
令和6年8月5日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行正 殿

広島労働局長
小沼 宏治

広島県特定最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年6月26日付けをもって申出代表者U Aゼンセン広島県支部支部長香西真から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。